

## 保育補助者退職等届

年 月 日

公益社団法人兵庫県保育協会会長 様

届出者 貸与者番号  
法人名

施設名

代表者の職・氏名 ㊦

保育補助者雇上費貸付において、対象となる保育補助者が次のとおり（退職・休職・死亡）したので届け出ます。

## 1. 発生事由等

事由	事由の発生した日 (西暦) 年 月 日	後任者の雇い入れ予定有無 (有の場合の予定日)
		有 ・ 無 (西暦) 年 月 日
退職	(西暦) 年 月 日	有 ・ 無 (西暦) 年 月 日
死亡	(西暦) 年 月 日	

事由	事由の発生した日 (西暦) 年 月 日	復職予定日 (休職期間満了予定日)
		(西暦) 年 月 日
休職	(西暦) 年 月 日	(西暦) 年 月 日
休職事由		

※ 休職者が退職した場合（様式8）や復職した場合（様式9）、休職期間を延長した場合（様式8）、貸付の対象とする保育補助者を変更する場合（様式10）には、必ず県保育協会に届け出てください。

※ 休職期間中は貸付期間が休止されます。（返還免除の対象となる業務従事期間に含まれません）

## 2. 貸付金の返還の有無

## (1) 貸付金を返還する場合

貸付金の返還をする場合には、返還計画書（様式19）を提出してください。

また、保育補助者の従事期間に応じて裁量免除を希望する場合には、裁量免除申請書も提出願います。

## (2) 貸付金の返還をしない場合

- ・ 後任の保育補助者を雇い入れ、かつ、後任の保育補助者が、前任の保育補助者の雇用開始から3年以内に保育士資格取得の要件を満たせる場合のみ、選択可能です。
- ・ 後任者の雇用が決定次第、保育補助者変更届（様式10）を提出してください。